

戸建住宅向け充電設備普及促進事業実施要綱

(制定) 令和4年6月24日4環地次第130号

(改正) 令和5年3月31日4環気家第322号

(改正) 令和5年6月15日5環気家第113号

(改正) 令和6年4月23日6環気家第37号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及促進に向けて、都内の家庭向けの充電設備の導入を促進するために行う「戸建住宅向け充電設備普及促進事業（旧 戸建住宅向け充電設備導入促進事業）」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、充電設備を導入する者に対し、当該設備の導入に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (2) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
 - (3) 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
 - (4) 通信機能付き充電設備 (1) から (3) までのうち、ネットワーク通信等により、遠隔で充電設備の制御及び監視を行い、充電料金課金やエネルギーマネジメントを行う機能を備えたものをいう。
- 2 戸建住宅 一棟が1つの建物として登記されており、建物の全部事項証明書（登記簿）の表題部にある「種類」に「居宅」の記載があるものをいう。
- 3 リース契約 助成金の交付対象となる設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を

貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。

ア リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないこと。

イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきものであること。

第4 本事業の内容

都は、次のとおり充電設備（以下「助成対象設備」とする。）の導入に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、次に定める要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 2に規定する助成対象設備を所有し、又はリース契約を締結し、使用する個人
- (2) 2に規定する助成対象設備を設置する個人と、当該助成対象設備に係るリース契約を締結したリース事業者

2 助成対象設備の要件

助成金の交付対象となる設備は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 令和4年4月1日から令和10年3月31日までの間に設置するものであること。ただし、通信機能付き充電設備を設置する場合にあっては令和6年4月1日以降に設置する場合に限る。
- (2) 設置された日において、経済産業省の事業であるクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金又はクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「経産省補助事業」という。）の交付対象となる設備として当該事業を実施する一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が承認したものであること。
- (3) 都内の既存の戸建住宅に設置するものであること。
- (4) 設置する戸建住宅における電力契約が別に定める「再生可能エネルギー100%電力調達」のものであること又は設置する戸建住宅において太陽光発電システムが設置されていること。ただし、通信機能付き充電設備を設置する場合にあっては、この限りでない。
- (5) 未使用であること。
- (6) 国や他の地方自治体から、当該設備に対する同種の助成金の交付を受けていないこと。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

- (1) 通信機能付き充電設備
ア 設備購入費

(2) 通信機能付き充電設備以外

ア 設備購入費

イ 設置工事費（附帯設備工事費その他設置に係る費用を含む。）

4 助成金額

助成金の交付額は、次の各号に掲げる設備ごとに、当該各号に定める金額とする。

(1) 通信機能付き充電設備

購入価格又は経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める助成金交付上限額（都が本助成金の交付申請を受理した時点のもの。）のいずれか低い方の金額とし、上限は充電設備1基につき30万円とする。

(2) 通信機能付き充電設備以外

助成対象設備1基当たり2万5千円とする。

5 実施期間

(1) 事業の実施期間は、令和4年度から令和9年度までとする。

(2) 本事業の助成金の交付は、令和10年度までに行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。

2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、別に定める本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

第6 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日までに申請された本事業の助成金の交付に係る手続については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。